

SANYO

定 款

三洋電機株式会社

三洋電機株式会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、三洋電機株式会社と称する。

英文では、SANYO Electric Co., Ltd.と表示する。

第2条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪府守口市に置く。

第3条（目的）

当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

（1）次の物品の製造、販売、保守および賃貸借

各種電気機械器具および電気照明器具

各種電子機械器具、通信機械器具および電子部品

家庭用その他一般機械器具

事務用・産業用機械器具

ガス・石油機器および空調・厨房等住宅関連設備機器

医療用機械器具等精密機械器具

電池および電池応用製品

自動車、産業車両その他輸送用機械器具、自動車用・自転車用電装品

およびトレーニング機器等の健康・スポーツ機器

農畜産物、林産物および水産物

飲料および食料品

衣料、装身具、家具、寝具、什器、化粧品、事務用品および日用雑貨品

（2）前号各物品および関連物品に関する工事の設計、施工ならびにその他の建設工事

（3）撮影、録音および出版に関する事業

（4）コンピューターの利用技術（ソフトウェア）の開発および販売ならびに情報処理サービスの提供

（5）通信の利用技術（ソフトウェア）の開発および販売ならびに通信サービスの提供

（6）工業所有権、著作権、ノウハウその他無体財産権の開発、仲介、取得、譲渡および貸与

（7）割賦債権の買取り、金銭の貸付、信用保証、信用調査および集金代行等の金融業

（8）損害保険代理業、自動車損害賠償保障法にもとづく自動車損害賠償責任保険代理業および生命保険募集業ならびに市外電話サービスの仲介業

（9）不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに土地開発・造成に関する

事業

- (10) ホテル等の宿泊施設、テニス場等のスポーツ施設、遊園地等のレジャー・娯楽施設、教育訓練施設およびレストラン等の飲食店の経営
- (11) 旅行業、陸上・海上・航空運送事業、倉庫業、警備業および労働者派遣事業
- (12) 老人および身体障害者の移動、入浴等の介護に関する事業
- (13) 有価証券の売買、募集および売買の仲介、取次または代理等の証券業に関する業務
- (14) 投資業
- (15) 前各号に付帯または関連する一切の事業

第4条(機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条(公告方法)

当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

第6条(株券の発行)

当社は、株式に係る株券を発行する。

第7条(発行可能株式総数等)

当社の発行可能株式総数は、7,489,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	7,060,300,000株
A種優先株式	182,600,000株
B種優先株式	246,100,000株

2. 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種優先株式およびB種優先株式の各単元株式数は、100株とする。

3. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

第8条(自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第9条(単元未満株式についての権利)

当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 10 条 (単元未満株式の売渡請求)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 12 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 2 章の 2 優先株式

第 12 条の 2 (期末配当)

当社は、第 4 2 条に定める剰余金の配当をするときは、優先株式を有する株主 (以下「優先株主」という。) または優先株式の登録株式質権者 (以下「優先登録株式質権者」という。) に対して、以下に定める金額を、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) および他の種類の優先株式の優先株主または優先登録株式質権者と同順位にてする。

A 種優先株式 A 種優先株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの配当金に、その時点における A 種優先株式転換比率 (第 1 2 条の 6 第 1 項において定められる。) を乗じて得られる額。

B 種優先株式 B 種優先株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの配当金に、その時点における B 種優先株式転換比率 (第 1 2 条の 6 第 2 項において定められる。) を乗じて得られる額。

第 12 条の 3 (中間配当)

当社は、第 4 3 条に定める剰余金の配当をするときは、優先株主または優先登

録株式質権者に対して、以下に定める金額を、普通株主または普通登録株式質権者および他の種類の優先株式の優先株主または優先登録株式質権者と同順位にてする。

A種優先株式 A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの中間配当金に、その時点におけるA種優先株式転換比率を乗じて得られる額。

B種優先株式 B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの中間配当金に、その時点におけるB種優先株式転換比率を乗じて得られる額。

第12条の4(残余財産の分配)

当社は、残余財産の分配をする場合には、優先株主または優先登録株式質権者に対して、優先株式1株につきそれぞれ以下に定める金額を、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、他の種類の優先株式の優先株主または優先登録株式質権者と同順位にて分配する。

A種優先株式 1株につき700円(以下「A種優先残余財産分配額」という。)

B種優先株式 1株につき700円(以下「B種優先残余財産分配額」という。)

2. 当社は、前項に基づく残余財産の分配後、さらに残余する財産があるときは、優先株主または優先登録株式質権者に対して、以下に定める金額を、普通株主または普通登録株式質権者および他の種類の優先株主または優先登録株式質権者と同順位にて分配する。

A種優先株式 A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、その時点におけるA種優先株式転換比率を乗じて得られる額。

B種優先株式 B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、その時点におけるB種優先株式転換比率を乗じて得られる額。

第12条の5(議決権)

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

2. B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

第12条の6(転換請求権)

A種優先株主は、当会社に対し、平成19年3月14日以降、平成38年3月13日までの間(以下「A種優先株式転換請求権行使期間」という。)、当該A種優先株主が有するA種優先株式を取得し、これと引換えに、A種優先株式1株につき10株の割合(以下「A種優先株式転換比率」という。ただし、以下に従い比率が変更された場合には、当該変更後の比率を「A種優先株式転換比率」という。)で普通株式を交付すること(当会社が取得請求権付株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付することを、以下「転換」という。)を請求することができる。

A種優先株式転換比率は、合併、株式交換、株式移転、または会社分割その他当会社の普通株式の発行済株式の総数が変更する事由が生じる場合で、A種優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該転換比率の調整が必要と

される場合には、取締役会が適切と判断する転換比率に変更される。

なお、かかる変更後のA種優先株式の転換比率によるA種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

2. B種優先株主は、当会社に対し、払込期日の翌日以降、平成38年3月13日までの間（以下「B種優先株式転換請求権行使期間」という。）、B種優先株式1株につき10株の割合（以下「B種優先株式転換比率」という。ただし、以下に従い比率が変更された場合には、当該変更後の比率を「B種優先株式転換比率」という。）で転換を請求することができる。

B種優先株式転換比率は、合併、株式交換、株式移転、または会社分割その他当会社の普通株式の発行済株式の総数が変更する事由が生じる場合で、B種優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該転換比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する転換比率に変更される。

なお、かかる変更後のB種優先株式の転換比率によるB種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

第12条の7（強制転換）

当会社は、取締役会の決定により、A種優先株式転換請求権行使期間中に転換の請求のなかったA種優先株式について、平成38年3月14日を経過した場合には、取締役会が定める当該日を経過した後の日をもって当該転換の請求のなかったA種優先株式の全てを取得し、これと引換えに、A種優先株式1株につき、その時点におけるA種優先株式転換比率で普通株式を交付することができる。

2. 当会社は、取締役会の決定により、B種優先株式転換請求権行使期間中に転換の請求のなかったB種優先株式について、平成38年3月14日を経過した場合には、取締役会が定める当該日を経過した後の日をもって当該転換の請求のなかったB種優先株式の全てを取得し、これと引換えに、B種優先株式1株につき、その時点におけるB種優先株式転換比率で普通株式を交付することができる。

第12条の8（株式の分割または併合、募集株式等の割当て等）

当会社は、株式の分割または併合をするときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式ごとに、同時に同一の割合でこれをする。当会社は、株主に募集株式もしくは募集新株予約権（新株予約権付社債を含む。以下同じ。）の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式またはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式またはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合でA種優先株主およびB種優先株主それぞれの権利・利益に鑑みての実質的に公平な割当価額、行使価額その他の条件により与える。当会社は、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当

てをするときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てまたはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の株式無償割当てまたはB種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

2. 株式の分割がなされたときは、A種優先残余財産分配額は、以下の算式により計算される残余財産分配額に調整される。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{A種優先} \\ \text{残余財産分配額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{A種優先} \\ \text{残余財産分配額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{分割前A種優先株式数} \\ \text{分割後A種優先株式数} \end{array}}$$

3. 株式の併合がなされたときは、A種優先残余財産分配額は、以下の算式により計算される残余財産分配額に調整される。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{A種優先} \\ \text{残余財産分配額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{A種優先} \\ \text{残余財産分配額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{併合前A種優先株式数} \\ \text{併合後A種優先株式数} \end{array}}$$

4. 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えた株式の交付または株式無償割当てがなされたときは、A種優先残余財産分配額は、以下の算式により計算される残余財産分配額に調整される。なお、以下の式で用いる当初のA種優先株式の1株当たりの発行価額または調整前のA種優先株式の1株当たりの払込価額は、A種優先株式の分割、併合またはこれに類する事由があった場合には、合理的な調整を行うものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{A種優先} \\ \text{残余財産} \\ \text{分配額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{A種優先} \\ \text{残余財産} \\ \text{分配額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当初のA種優先} \\ \text{株式の1株当たり} \\ \text{の発行価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{株式交付前} \\ \text{のA種優先} \\ \text{株式数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新たに交付され} \\ \text{たA種優先株式} \\ \text{の1株当たりの} \\ \text{払込価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{新たに交} \\ \text{付された} \\ \text{A種優先} \\ \text{株式数} \end{array}}$$

ただし、二回目以降に関しては、上記算式中の「当初のA種優先株式の1株当たりの発行価額」は、以下の算式により計算される「調整後のA種優先株式の1株当たりの払込価額」に読み替えられるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{A種優先株式の} \\ \text{1株当たりの} \\ \text{払込価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{A種優先株式の} \\ \text{1株当たりの} \\ \text{払込価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前回の株式交} \\ \text{付前のA種優} \\ \text{先株式数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前回の新たに交付さ} \\ \text{れたA種優先株式の} \\ \text{1株当たりの払込価} \\ \text{額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前回の新たに} \\ \text{交付された} \\ \text{A種優先株式数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前回の株式交付後のA種優先株式数} \end{array}}$$

5. 株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えた新株予約権の交付または新株予約権無償割当てがなされたときは、A種優先残余財産分配額は、第4項に定めるところに準じて適切に調整される。
6. 第2項乃至第5項の計算においては、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。
7. 株式の分割もしくは併合、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えた株式の交付もしくは株式無償割当て、または、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えた募集新株予約権の交付もしくは新株予約権無償割当てがなされたときの、B種優先残余財産分配額の調整については、第2項乃至第6項の規定を、

それぞれ「A種優先株式」を「B種優先株式」、「A種優先残余財産分配額」を「B種優先残余財産分配額」と読み替えて適用する。

第3章 株主総会

第13条（定時および臨時株主総会）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（議長）

当会社の株主総会の議長には、あらかじめ取締役会が定めた順序により、取締役会長または取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役会長および取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条（種類株主総会）

第15条、第16条、第17条第1項および前条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

2. 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。
3. 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

第20条（取締役の数）

当社の取締役は、9名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第22条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 代表取締役は、当社を代表し、当社の業務を執行する。

第23条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。ただし、各役全部を併置することを要しない。

2. 役付取締役の権限分掌については、取締役会規則をもってこれを定める。

第24条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第25条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、あらかじめ取締役会で期日を定めた場合を除き、各取締役および各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第27条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締

役会規則による。

第 29 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 30 条（監査役の数）

当社の監査役は、6 名以内とする。

第 31 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第 33 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 34 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、あらかじめ監査役会で期日を定めた場合を除き、各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 35 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 36 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 37 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締

役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第39条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第41条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して、期末配当として剰余金の配当を行うことができる。

第43条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

第44条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金には、利息を付さない。

改正の沿革

昭和25年	4月 1日制定	昭和49年	1月30日改正
昭和26年	9月10日改正	昭和50年	1月30日改正
昭和27年	1月30日改正	昭和52年	2月28日改正
昭和27年	4月 3日改正	昭和55年	2月28日改正
昭和27年	7月26日改正	昭和57年	2月26日改正
昭和28年	5月20日改正	昭和58年	2月25日改正
昭和28年	7月30日改正	昭和61年	8月29日改正
昭和28年	9月25日改正	昭和63年	2月26日改正
昭和29年	1月28日改正	平成 3年	2月27日改正
昭和29年	7月30日改正	平成 5年	2月25日改正
昭和30年	7月30日改正	平成 6年	2月25日改正
昭和31年	1月28日改正	平成 8年	2月28日改正
昭和31年	7月30日改正	平成10年	6月26日改正
昭和33年	7月30日改正	平成11年	6月29日改正
昭和34年	7月30日改正	平成12年	6月29日改正
昭和36年	1月30日改正	平成14年	6月27日改正
昭和36年	7月29日改正	平成15年	6月27日改正
昭和38年	1月30日改正	平成16年	6月29日改正
昭和39年	1月30日改正	平成17年	6月29日改正
昭和46年	1月29日改正	平成18年	2月24日改正
昭和48年	7月30日改正	平成18年	6月23日改正